



かすみがうら市
KASUMIGAURA

NO.4

議会だより



ふくはうち おにはそと（節分：やまゆり保育所）

目次 CONTENTS

1. 議会活動	2～3	PAGE
2. 委員会の審議	4～5	PAGE
3. 一般質問 5名の議員から	6～8	PAGE
4. 所管事務調査	8～9	PAGE
5. 委員会活動・議案のあらまし	10～11	PAGE
6. トピックス	12	PAGE

平成17年第3回定例会

各種条例等18議案可決

平成17年第3回定例会が12月8日から20日までの13日間の会期で開かれ、専決処分事項の報告として、かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例など承認3件、かすみがうら市長期継続契約を締結することができるとする条例を定める条例の制定についてなど14件、市道路線認定1件の計18件の議案が慎重に審議され、原案のとおり可決されました。また、請願5件と議員提案による意見書案6件の計11件を審議しました。

この他、一般質問では5名の議員が、福祉、防災、土木、教育行政等市政全般について2日間にわたり質問しました。



一般会計補正予算に 施設案内板整備事業や 農道整備工事請負費など

1億4,370万1千円追加

一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算総額に1億4,370万1千円を追加し、総額14億9,254万1千円となりました。

国民健康保険特別会計補正予算は、240万4千円を追加し、総額37億4,959万6千円となりました。下水道事業特別会計補正予算は、6,030万円を追加し、総額17億8,885万6千円となりました。

《補正の主なもの》

人事院勧告に基づく給与条例の改正による職員の共済組合負担金1,970万円、

退職手当特別負担金5,071万2千円、施設案内板整備事業（サイン整備事業）に4,800万円、老人福祉費で社会福祉施設整備費補助金に2,200万円、児童措置費で国庫負担金等超過交付金返還金218万1千円、第3児童館建設工事請負費に409万2千円、農林水産業費の柏崎地区等農道整備工事請負費に1,210万円、土木費の下水道事業特別会計繰出金に4,130万円、消防費の県単急傾斜事業負担金に150万円、教育費の私立幼稚園就園奨励

費補助金に589万7千円、小学校教育振興備品購入に513万2千円、中学校教育振興備品購入費に242万3千円が追加計上されました。また、議会費で議員・委員特別旅費278万円、総務費で世界湖沼会議参加負担金152万円、老人医療費でレセプト電算処理委託費等130万円、扶助費で生活扶助費等5,792万8千円、消防費で地域防災計画作成業務委託332万5千円が減額補正されました。歳入では、国庫支出金・県支出金・繰越金を追加補正しました。

〈議会審議の状況は10～11ページに掲載〉

平成17年度 各会計補正予算

会計名	増 減	総 額
一般会計	1億4,370万1千円増	146億9,254万1千円
国民健康保険特別会計	240万4千円増	37億4,959万6千円
下水道事業特別会計	6,030万円増	17億8,885万6千円

平成18年第1回 臨時会開催

平成18年第1回臨時会が1月30日に1日間の会期で開かれ、専決処分事項の報告として承認1件、かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の制定についてなど17件の計18件の議案が慎重に審議され、原案のとおり可決されました。また、議員提出議案として、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例が提出され原案のとおり可決されました。

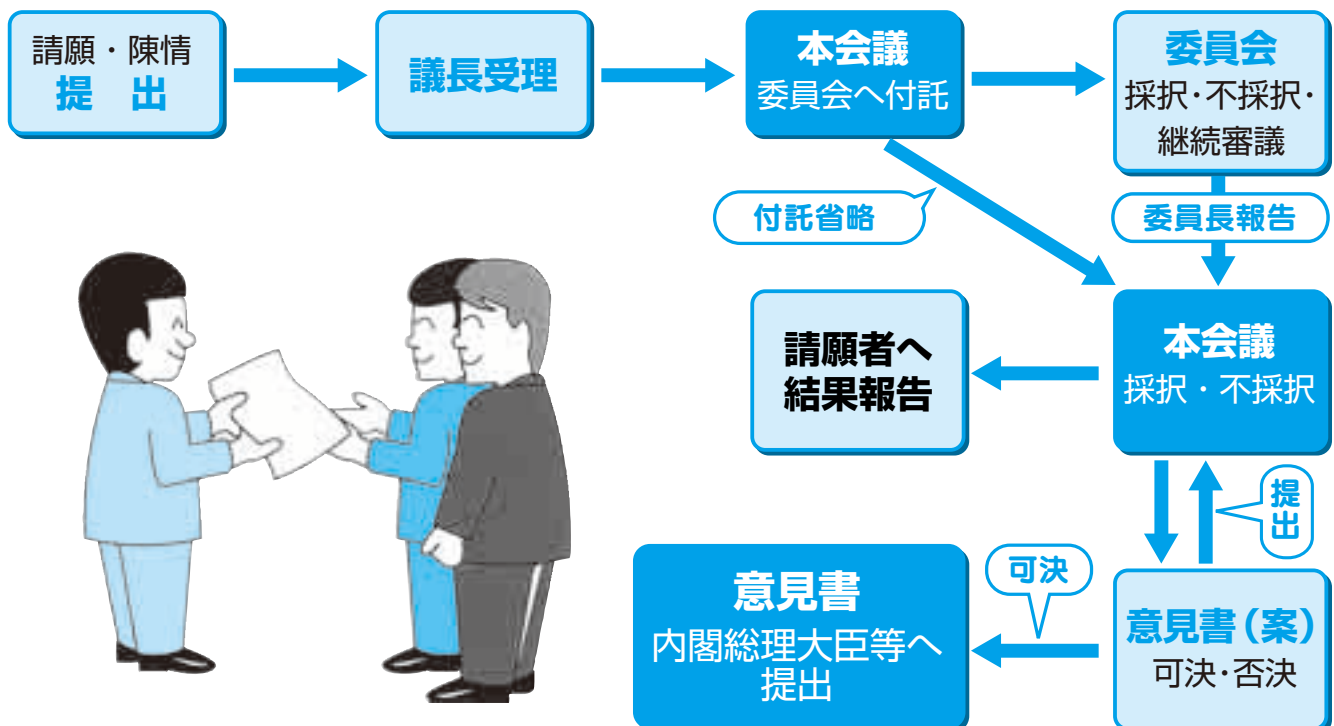
《主な審議内容》

新治郡新治村と土浦市の合併により、平成18年2月19日をもって、新治地方広域事務組合における消防に関する事務の共同処理の取り扱いが廃止となるため、消防組織法第11条第1項の規定に基づき、かすみがうら市消防本部を設置し、かすみがうら市消防本部西消防署（現千代田消防署）かすみがうら市消防本部東消防署（現霞ヶ浦消防署）に名称を変更するものです。また、新治地方広域事務組合における介護保険に関する事務の共同処理の取り扱いが廃止となり、介護保険法に基づき条例を制定し、市独自で実施するための関係議案が審議され可決されました。

議会でこんなことが決まりました

	請願・意見書名	内 容	付託・可否	意見書提出先
請 願 第 4 号	「個人所得課税における給与所得控除の縮小等、勤労世帯への増税に安易に頼った財政施策を用いないことを求める」請願	2006年以降、所得税及び住民税の「定率減税」が縮小される予定になっており、個人所得税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める。	総務委員会 12月8日付託 12月20日採択 意見書可決	衆参議院議長 内閣総理大臣 他関係大臣
請 願 第 5 号	「定率減税の廃止・縮小を中止することを求める」請願	定率減税が縮小・廃止になれば、所得税、住民税の納税者は皆増税となり経済に悪影響を与えるため、定率減税廃止の検討を中止することを求める。	総務委員会 12月8日付託 12月20日採択 意見書可決	衆参議院議長 内閣総理大臣 他関係大臣
請 願 第 6 号	「社会保障制度の抜本改革を求める」請願	現在の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障全体の抜本的改革を行うよう求める。	文教厚生委員会 12月8日付託 12月20日採択 意見書可決	衆参議院議長 内閣総理大臣 他関係大臣
請 願 第 7 号	「公務員の労働基本権確立を求める」請願	政府は、地方における公務員賃金を一方的に下げようとしているが、こうした施策は、地域格差を一層拡大するもので、公務員の労働基本権確立を求める。	総務委員会 12月8日付託 12月20日採択 意見書可決	内閣総理大臣
請 願 第 8 号	道路整備の推進を求める請願	かすみがうら市の発展を促し、利便性の高い住環境を提供し、さらに、諸事業の展開と生活基盤を支える安全な道路網の整備を求める。	建設委員会 12月8日付託 12月20日採択 意見書可決	衆参議院議長 内閣総理大臣 他関係大臣
意 見 書 第 4 号	真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書（案）	地方交付税の所要総額の確保、生活保護費の国庫補助負担率引き下げ阻止、3兆円規模の確実な税源移譲、義務教育費国庫負担金の堅持など、「三位一体の改革」を真の地方分権改革を早期に実現するよう求める。	本会議 12月20日可決	衆参議院議長 内閣総理大臣 他関係大臣

請願・陳情・意見書の審議の流れ





▲建設中の第3児童館

文教厚生委員会

【付託案件】

- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）歳入歳出予算中
文教厚生委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・平成17年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・「社会保障制度の抜本改革を求める」請願

全議案について、原案のとおり可決するものと決定いたしました。また、社会保障制度の抜本改革を求める請願についても採択しました。なお、第3児童館について、後日設計積算の内訳を資料として委員長に提出するように要望しました。

【審議内容】

Q：生活保護費について、4月から9月の実績を勘案して不用額が予想されるので減額するそうだが、当初の人数が161人と言っていた訳なのに、大幅に違っている。世帯平均というのはどれくらいの年額で積算していたのか伺う。市になって保護費が下がったと言う人もいるので、これも伺いたい。

A：平成13,14,15年度の実績、16年度の決算見込額に基づいて、17年度はそれらに3%ほど上乗せした内容で予算要求しました。例として70歳以上の方でひとり暮らし、借家住まい、その他医療費等が掛かっていないという状況ですと、1ヶ月約96,000円の支給となります。かすみがうら市になっても同じ条件ですので、金額的には変わらないはずですが、もし、その方が減ったということであれば、たまたま幾つかの条件、例えば、年齢、家族構成等の変化があったと思われる。

Q：第3児童館の建設工事費の409万2千円、補正要求されていますが、これはどういう内容か伺う。

A：材料の変更による床材の変更と外構工事、下水道の汚水枡設置工事です。

Q：床材の変更の理由を伺う。

A：子ども達が激しく動いても大丈夫な、より強度の高いものに変更します。

総務委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）歳入歳出予算中
総務委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・新治地方広域事務組合理約の変更について
- ・新治地方広域事務組合の財産処分について
- ・土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- ・茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- ・つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減及びつくば市等公平委員会規約の変更について
- ・つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減について
- ・つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増及びつくば市等公平委員会規約の変更について
- ・茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- ・「個人所得課税における給与所得控除の縮小等、勤労世帯への増税に安易に頼った財政施策を用いないことを求める」請願
- ・「定率減税の廃止・縮小を中止することを求める」請願
- ・「公務員の労働基本権確立を求める」請願

全議案とも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、各請願についても、全会一致で原案のとおり採択することに決定いたしました。

【審議内容】

Q：庁舎建設事業費について、審議会の開催は何回予定しているのか伺う。

A：今年度は、あと3回ほど予定しています。

Q：オフトーク通信の加入世帯は何世帯あるのか伺う。また、今後の見通し、考え方について伺う。

A：11月末現在の加入世帯は、2,146戸です。平成6年の開局当初は、3,234戸の加入がありました。加入率は、38.9%です。今後の対応については、オフトークの運営委員会において、運営方法を協議・検討していただきました。現在は、担当の秘書広報課と霞ヶ浦庁舎総務課の方で、オフトーク通信に変わるものはないか、協議・検討をしているところです。具体的にはまだ結論に達していない状況です。

Q：消防費で、県単急傾斜地事業の内容を伺う。また、箇所はどういうところなのか伺う。

A：急傾斜地事業箇所は、戸崎集落で、霞ヶ浦湖岸の南側になります。内容は、通常5戸の家が連坦し、30度の傾斜地がある場合、事業対象となります。



▲市道認定路線

建設委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市土地開発公社の定款の設定について
- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）歳入歳出予算中
建設委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・平成17年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- ・市道路線の認定について
- ・「道路整備の推進を求める」請願について

全議案について、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。また、道路整備の推進を求める請願についても全会一致で採択しました。

【審議内容】

Q：一般会計の下水道特別会計繰出金に関しては、当初予算で組めなかったのか。

A：1つ目は、流域下水道維持管理負担金のうちの主に過年度分の精算となります。2つ目は公共下水道の工事の関係ですが、単独工事でも当初予算化していますが、国補事業に伴う工事の同時発注の単独工事として追加補正しています。また、宅地化に伴う場所で急ぎの工事を行うもので追加補正しています。

Q：宅地開発による上下水道に関しては、どのような指導をしているか。

A：開発事業者の負担で行っています。

Q：開発行為に関しては開発業者が選んだ業者が工事を行うと思いますが、工事の粗悪化は考えられないか。

A：上下水道ともに担当部局と協議しないと施工できませんので、それを確認したうえ、施工を行っていますので粗悪・手抜きはないと認識しています。

産業経済委員会

【付託案件】

- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）歳入歳出予算中
産業経済委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・湖北環境衛生組合規約の変更について

全議案について、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

【審議内容】

Q：水田農業対策費の770千円の減額について伺う。

A：770千円の内、台帳作成関係作業委託は水田台帳を作るのに安く上がったことです。それから、生産調整システム使用料もそういうことで業者との契約の中で安く納まったことです。それから水田農業経営確立推進センター補助金は、JA土浦分ですが転作の推進に関して県からの補助金の補助額確定による減額です。総額で770千円の減額です。

Q：台帳作成関係作業委託は、今までが高かったのか。

A：高かったのかというよりは、今回、旧千代田町の台帳も合わせて統合等をしたためです。当初見込んだ予算より安くなりました。

Q：林道開設工事で切土工の内岩層部分を砂質土掘削から岩の破碎に変更し、岩盤の部分についてはブロック積立工が不要となるため延長を短くし、法面保護工を厚層吹付けからモルタル吹付けに変更するそうだがブロック積立工とモルタル吹付けはどちらが安いのか。

A：モルタル吹付けの方が安価です。

Q：工期内に完了するのか。

A：現在、設計変更の協議中のため工事は何日まで休工中で、その分工期延長になるかと思っています。



▲工事中の林道 三ツ石線

中根 光男 議員



▲防犯ブザーを携帯

Q 学校の防犯用具の設置状況は

A 市内の全ての子ども達に防犯ブザーを携帯させる

Q 子どもを守る防犯対策の実施状況、各学校の防犯用具の設置状況、防犯ステッカーの使用状況について伺う。

A 教育次長 危機管理マニュアルを作成し、随時、教職員や子ども達を対象に防犯訓練を実施しています。また、市内の全ての子ども達に防犯ブザーを携帯させ、通学路における安全マップを作成し、子ども

を守る110番の家の紹介、交通安全面での危険箇所、不審者が出没しそうな箇所や不審者情報に寄せられた箇所等を記載し、児童・生徒の安全指導に役立てています。

Q コミュニティバスの運行と試験運転の実施時期について伺う。

A 市長 コミュニティバスの運行については、新市の特色を踏まえた交通

体系を検討するため、本年7月末に内部の検討委員会を設置し、近隣都市の実施状況や予算・補助制度の研究、具体的な運行体制等の検討を進めています。試験運転の実施時期は、公共施設等へのアクセスの確保や地域住民の交流を促進すること等を基本に据え、適切な運行体制を検討したうえで、平成18年9月の実施を目標に進めて行きます。

桂木 庸雄 議員

Q 霞ヶ浦大橋の無料化により大幅な交通量の増加になっている国道354号の交通安全対策について伺う。

A 市長 霞ヶ浦大橋の無料化に伴います国道354号の交通量の増加は、誠に驚くべきものがあります。このことは、霞ヶ浦地区の喫緊の行政課題であり、通学路としての安全確保は、急務であると認識しています。市としても、積極的な安全

Q 国道354号の交通安全対策は

A 県や関係機関に積極的に要請・要望する

Q 新市における防災マップ、洪水ハザードマップの作成について伺う。

A 市長 地域防災計画については、現在、事務委託により、その策定作業を進めており、今般、第1回目の素案調整というところで、防災会議委員各位に閲覧したところであります。今

後は、市の防災会議を経て、最終的に県の認可を得ることになります。ハザードマップについては、上位計画である国土交通省による霞ヶ浦の計画、そして、県による恋瀬川の計画に準じて、策定するものです。県による恋瀬川の計画策定が、平成18年度の予算次第ということから、市の計画策定については、上位計画と整合させる関係上、県計画の策定後ということになります。



▲国道354号 北中入口付近

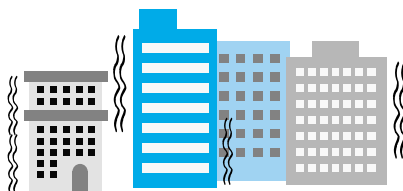
質問事項

- 道路行政について
 - (1) 国道354号の交通安全について
 - (2) 国道354号沿線の補修改良整備について
- 防災行政について
 - (1) 新市における防災(洪水ハザードマップ)マップの作成について
 - (2) 霞ヶ浦の堤防沈下箇所の対応について
 - (3) 防災無線について
- 医療と福祉行政について
 - (1) 新医療保険について
 - (2) 改正介護保険法について
 - (3) 障害者自立支援法について
- 広域行政について
 - (1) 今後の財政負担について
 - (2) 将来のあるべき姿と対応について
- 行政サービスについて
 - (1) オフワーク通信について

質問事項

- 福祉行政について
 - (1) コミュニティバスの運行について
 - (2) 効果的な介護予防について
 - (3) 3級ヘルパー資格取得について
- 児童生徒の安全対策について
 - (1) 子どもを守る防犯対策について
 - (2) 危険度の高い通学路に対するガードレールの設置について
- 保健行政について
 - (1) インフルエンザ予防接種補助について
- 農業振興について
 - (1) 農業特区の取り組みについて

栗山千勝 議員



Q 不納欠損処分の問題はなかったか

A 地方税法に基づき処分を行っている

Q 不納欠損処分は法的根拠に基づくもので、昨年度の欠損処分したもののについての問題はなかったか伺う。また、K開発の延滞金について伺う。

A 監査委員 不納欠損処分は、決算審査、定期監査の中では、調査していません。詳細については、担当部長より説明をお願いします。

Q 行政改革本部の設置について伺う。

A 総務部長 不納欠損処分に関しては、地方税法第15条の7及び第18条の規定により、昨年度欠損処分をいたしました。滞納繰越金については、完納を目指しえいえい調査をしながら検討を重ね、事務処理を進めて行きます。

A 総務部長 危機管理体制については、検査管財課は全般的に庁舎の管理等を、防災については、防災安全課の方の所管で担当しています。各庁舎間の全体的な危機管理ということについては、危機管理という名称を付けたものはありません。ただ、防災上の観点から、策定されるまでの間、庁舎内部に配布をした簡易マニュアルで対応しています。

國司 光文 議員

Q 行政改革本部の設置は

A 庁内横断的な組織として設置した

Q 行政改革本部の設置について伺う。

A 市長 市では、集中改革プランと併せ行政改革大綱の策定を進めているところで、行政改革は、行政運営にかかわる全ての職員が自らの問題として取り組むことが望まれることから、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫による改善提案を引き出す仕組みを設けるよう努めることを念頭に、庁内横断的な組織として改革推進本部を設置しました。

Q 定員管理について集中改革プラン策定の指針を受けての取り組みと人件費の削減について伺う。

A 市長 定員管理については、新市建設計画の考え方に基づき、定員適正化についての基本的考え方、また、今後5年間の数値目標を設定する方針です。人件費に

ついては、事務事業の再編、整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化など、具体的な取り組みにより、人件費の削減効果が得られるのではないかと考えています。また、人事院勧告で、約50年ぶりとなる給与構造の改革が示されましたので、給与制度を検討するとともに、給与の適正化を図り、人件費の削減に努めていきたいと考えています。



▲千代田庁舎内

質問事項

- 行政改革について
 - 行財政改革本部について
 - 行改推進グループについて
 - 改善提案制度について
- 経費削減について
 - 定員管理について
 - 人件費について
 - 一般経費について
 - 民間委託・外部委託について
- 住民サービスについて
 - 自動交付機について
 - サービス向上について

質問事項

- 行政全般
 - 証明等の自動交付機の機種選定について
 - 交通安全対策のその後について
 - 税行政について
 - 行政改革について

建設委員会

《11月29日開催》

調査項目：市発注の建設工事発生土の取り扱いについて

【審議内容】

Q：以前から産業廃棄物に対する住民意識が高まってきた中、建設発生土の取り扱いについても、十分な注意を払ってほしい。かすみがうら市においてもストックヤード・最終処分場などの建設も考える時期に来ているのではないか伺う。

A：県のストックヤード等も満杯近くなってきているという状況も踏まえますと、今直ぐとはいきませんが、そのようなことも考えなければならぬと思っています。

Q：やはりストックヤード、最終処分場というものを行政でも考えないと、違法行為に走る業者も出てくると思うが。

A：市発注事業の発生する土砂については、工事ごとに指定処分という説明をしています。現況を確認し、基本的に数量を確認したうえで、最終的に工事の完了にしています。



▲銚田市にある公共事業用土砂ストックヤード

秋田県美郷町議会の行政視察

(平成17年11月16日来庁)

伊藤福章議長他21名の議員が来市し、霞ヶ浦環境科学センターを視察。

秋田県美郷町は、旧千畑町、旧六郷町、旧仙南村の2町1村が、平成16年11月1日に合併し誕生した町です。旧千畑町は、江戸時代志筑藩主の本堂家が、旧千代田町に国がえをする前の領地という関係から、旧千代田町と行政交流を行ってきました。

このほど美郷町では、合併以来はじめての議会議員の選挙が行われ、新しい議会構成のもと、歴史的関連の深い、かすみがうら市に行政視察に訪れたものです。



▲美郷町議会議員団

佐藤 文雄 議員



▲学校図書室（新治小）

Q 専門司書教諭の配置の方向性は

A 非常勤・嘱託というかたちで年次的に各校に配置したい

Q 専門司書教諭の配置について方向性は出たのか伺う。

A 教育長 学校図書館の効果的な活用を図るためには、専任の司書教諭を各学校に配置することが理想です。本市の小中学校では専任ではないが司書資格を有する教諭を配置し、その指導の下に全ての教職員が連携協力して学校図書館の運営にあたっています。しかし、担任を持つ

Q 半年分のごみ収集カレンダーの要望が大変強い。作成できない理由を伺う。

A 教員が時間的に図書館の多様な仕事を担うことには限界があるので、教育委員会としては、非常勤または嘱託というかたちで年次的に各校に配置していきたいと考えています。当面、中学校4校、大きな小学校2校について配置できるよう予算措置に努力します。

A 環境経済部長 かすみがうら市になってからは広報誌の中のお知らせカレンダーに掲載しています。両地区の整合性をはかり統一しています。10月当初は環境保全課、市民窓口課、中央出張所に1日20～30件ほどの問い合わせがありましたが、現在は3日に1～2件の問い合わせです。市としてはカレンダーのごみカレンダーを基本として行きたいと考えています。

質問事項

- 介護保険について
 - (1) かすみがうら市の介護保険の現状と今後の見通しについて
 - (2) 改正介護保険制度でどう変わるのか
 - (3) 10月改正による食費・居住費の利用者負担について
- 国民健康保険について
 - (1) 保険証の交付について
 - (2) 医療費減免制度について
 - (3) 市独自の国保税減免について
- 教育行政について
 - (1) 学校施設の耐震化について
 - (2) 専門司書教諭の配置について
 - (3) 生涯学習教育への支援について
- 入札制度の改善について
 - (1) 条件付き一般競争入札の実施について
 - (2) 入札予定価格及び業者名の公表について
- 向原土地区画整理事業について
 - (1) 仮換地された土地売却について
 - (2) 債務負担行為の執行について
- 「住み良いまちづくり」について
 - (1) 百里基地への米軍F15訓練移転について
 - (2) 県道・戸崎～上稲吉線の大型車通行禁止解除について
 - (3) つくばファームの悪臭対策について
 - (4) 市内循環(福祉)バスの運行について
 - (5) ごみ収集カレンダーの作成について
 - (6) 新市の防災計画書策定について

総務委員会

《11月15・25日開催》

調査項目：

- 1) 市内施設について
- 2) 平成17年度歳入歳出予算執行状況について
(歳入歳出予算中総務委員会の所管に関する歳入歳出全般)
- 3) 巡回バスについて
- 4) 新庁舎進捗状況について



▲あじさい号

【審議内容】

市内施設についての調査では、公共施設の配置や施設規模等を把握するため、執行部同行のもと、現地調査を実施し、この現地調査をもとに巡回バス運行時のコース等について協議いたしました。委員の意見としては、コースを決定する際には、集客力のある商業施設や公共施設等の利用者の意見を十分取り入れ、協議・検討をしていただきたいとのことでありました。

続いて、平成17年度予算の執行状況については、特に建設工事発注の際の入札方法改善に対して、活発な意見が出されました。透明性・公平性のある、市として統一した入札制度を早いうちに構築すべきとの強い意見でありました。

続いて、新庁舎の進捗状況についての調査では、霞ヶ浦庁舎建設審議会から答申が出されており、その内容について説明がありました。現在の候補地に対する意見や将来のまちづくりの構想をどのように見据えているのかなど、今後について、市民の利便性を一番に考え、さらによく検討いただきたいとの要望が出されました。

文教厚生委員会

《10月7日・11月22日開催》

調査項目：1) 学校施設の現状と今後の整備計画について
2) 平成17年提言書のまとめについて

【関係機関に提言する内容】

- ・現在大きな社会問題となっているアスベスト問題については、児童・生徒の健康に係わることであり、何よりも優先させて、調査及びその対策を進めていただきたい。
- ・学校施設については、老朽化に伴って様々な問題が発生しているが、特に2点について要望する。
 - ①雨漏り箇所が各学校に見受けられるため、対策として、屋根かけを年次的にするよう取り組んでいただきたい。その中でも、七会小学校の体育館雨漏りについては、業者に瑕疵担保期間としての対応を求める。
 - ②耐震調査が進まないが、早急に行っていただきたい。
- ・児童・生徒の安全対策については、社会情勢も鑑み年々その対策強化が求められている。しかし、志筑小学校・新治小学校・穴倉小学校等、防犯上必要と思われるフェンス・門扉等未設置、要修理といった校内外において危険な箇所が見受けられるので、年次計画に基づき、早急に対応していただきたい。
- ・通学路の安全対策については、次の3点の場所に信号機の設置を要望し、通学路の改善を図るようにしていただきたい。



▲国道354号 霞ヶ浦庁舎下付近

- ①霞ヶ浦庁舎下の国道354号と、県道牛渡・馬場山・土浦線と交差するカーブの所への信号機設置と併せて、国道354号線バイパスの早期開通を求める。
- ②上佐谷小学校の入り口にある信号機について、道路拡張と信号機の改善を求める。
- ③新治地方広域事務組合環境クリーンセンターに入る県道土浦・笠間線沿いの市立やまゆり保育所前への信号機設置を求める。

議会運営委員会及び 議会だより編集特別委員会活動

研修テーマ：議会活性化への取り組みについて 議会だよりの編集の現状と課題について

長野県千曲市議会（平成15年9月1日、更埴市・更級郡上山田町・埴科郡戸倉町が合併。人口64,549人。）

議員の任期は、合併特例法の在任特例（平成17年4月30日までの1年10ヶ月）を適用。議員定数は、地方自治法第91条第2項の規定により28人と決定する。

会派による代表質問は、3月のみ持ち時間60分以内で答弁は含まない。個人質問は、持ち時間30分以内で答弁は含まない。議会の活性化のため、対面方式と一問一答方式を採用した。

しかし、対面方式は、傍聴者から質問議員の顔が見えないとのことから、カメラとモニターを2台設置した。また、CATV株式会社信州ケーブルテレビの協力により、定例会（本会議・委員会）を、生中継及び再放送にて放映している。加入率は59.1%である。

千曲市議会だよりは、年4回発行。21,200部、16～24ページにて市内の全世帯に配布している。基本的には、議会広報特別委員会が編集に当たり、議会事務局は、その開催通知を出す程度である。議会広報特別委員会では、読みやすい紙面づくりのため、以下の5つの視点を心がけて取り組んでいます。

- ①市民を多く登場させる。②インパクトのあるタイトルにする。③写真を使用する。④わかりやすい写真にする。⑤季節にあった表紙にする。



▲千曲市議会

岐阜県下呂市議会（平成16年3月1日、萩原町・小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村が合併。人口40,102人。）



▲下呂市役所前

合併後50日以内に新市条例定数で設置選挙を行う。議員定数は、地方自治法第91条第2項の規定により26人と決定する。設置選挙は、関係町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、萩原町7名、小坂町3名、下呂町9名、金山町5名、馬瀬村2名に決定する。小選挙区の定数設定は、まず各町村に1人を割り当てて、残りは人口割で調整した。小選挙区での実施に当たっては、合併協議会で検討し決定したが、住民からは、大選挙区でとの声もあった。一般質問は、一人持ち時間40分以内（答弁時間も含む）で行っている。質問の方法・回数等については、かすみがうら市と同様である。通告表はできるだけ詳細に記入し、関連質問は認めていない。

下呂市議会だよりは、年4回発行。部数12,700部、経費1,587,000円。議会報編集特別委員会の人数は、7人で議員各自で原稿を作成し、委員において編集・構成を行う。特に、一般質問の掲載については、質問・答弁を400字以内に内容を要約し掲載。再質問の内容については掲載をしていない。

かすみがうら市議会でも、議会の活性化及び議会だよりの編集に今回の研修内容を参考にし開かれた議会を目指して行きたいと思います。

平成18年第1回臨時会

1月30日開催

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

鹿行地方広域市町村圏事務組合火葬場事業に関する事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約 承認

議案第1号

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の制定について

議案第2号

かすみがうら市火災予防条例の制定について 可決

議案第3号

かすみがうら市介護保険条例の制定について 可決

議案第4号

かすみがうら市オフロード通信センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 可決

議案第5号

かすみがうら市情報公開条例の一部改正について 可決

議案第6号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正について 可決

議案第7号

かすみがうら市職員定数条例の一部改正について 可決

議案第8号

かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部改正について 可決

議案第9号

かすみがうら市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正について 可決

議案第10号

かすみがうら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について 可決

議案第11号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 可決

議案第12号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正について 可決

議案第13号

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 可決

議案第14号

かすみがうら市手数料条例の一部改正について 可決

議案第15号

かすみがうら市特別会計条例の一部改正について 可決

議案第16号

平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算(第5号) 可決

議案第17号

平成17年度かすみがうら市介護保険特別会計予算 可決

議案第18号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第19号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第20号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第21号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第22号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第23号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決

議案第24号

かすみがうら市議会委員会条例の一部改正について 可決



かすみがうら市議会のホームページを開設



このほど、かすみがうら市議会のホームページが開設されました。開かれた議会を目指して、より多くの情報をお届けいたします。

アドレス

<http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>



豆辞典



一事不再議の原則
同一会期中に一度議決された事件について、再び議決しないことを一事不再議の原則と言います。
同一会期中に同一事件について重ねて何度も議決を繰り返すということは、議事の非効率を招くとともに、審議の都度異なる意思が存在する結果を生ずることになります。つまり、議事整理と議会意思の権威上望ましくないというところであります。
議会の会議規則には、「議会で議決された、事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」と記されています。

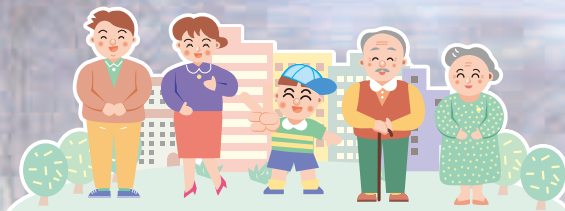
第1回定例会市議会のお知らせ

第1回定例会市議会は、3月9日（木）から開会される予定になっています。会期日程については、お知らせ版に掲載させていただきます。
なお、本会議はどなたでも傍聴することが出来ます。どうぞお気軽にお越しください。

詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

E-mailアドレス gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp



編集後記

昨年、3月28日に「かすみがうら市」が誕生してから、早いもので1年になるうとしています。

合併してからの議会活動においては、旧町の枠を越え、それぞれ特徴を活かしながら様々な議題について活発な議論が繰り広げられました。

3月定例会では、合併後2回目の予算審議が行われます。厳しい財政状況ではありますが、合併時に策定された新市建設計画が早い時期に起動に乗ることが肝要です。

今年の冬は、数年ぶりの厳しい寒さとなり、北陸方面では、例年に希な大雪に見舞われております。まだまだ、寒い日が続くと思います。市民の皆様におかれましては、お身体をご自愛ください。

（編集委員 市村小太郎）